

事務事業評価シート（評価実施年度：平成27年度）

上位の施策名称	施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化
---------	--------------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	原子力安全対策課長 奈良 省吾	電話番号	0852-22-5931
----------	-----------------	------	--------------

事務事業の名称	原子力安全対策事業		
目的	(1) 対象	島根原子力発電所周辺地域住民	
	(2) 意図	安全及び安心を確保する	
事業概要	島根県、松江市、中国電力(株)の三者で締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」）に基づき、島根原子力発電所の運転状況の把握、トラブル発生時の連絡、立入調査、発電所周辺の環境放射線の常時監視、情報の提供などを実施し、県民の安全確保と環境の保全に努めるほか、原子力発電に関する知識の普及啓発を図る。		

2. 成果参考指標

(1) 成果参考指標	指標名	原子力関連施設見学会アンケート	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
			目標値		90.00	90.00	90.00	90.00	
式・定義	原子力についての理解度		実績値	88.90	96.90	97.80	94.00		%
			達成率		107.70	108.70	104.50		%
指標名	広報誌「アトムの広場」のアンケート		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
			目標値		80.00	80.00	80.00	80.00	%
式・定義	環境放射線等調査結果についての分かりやすさ		実績値	77.20	82.20	80.40	84.80		%
			達成率		102.80	100.50	106.00		%

3. 事業費

	26年度実績	27年度計画
事業費(b) (千円)	384,835	538,994
うち一般財源(千円)	13,438	3,469

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

原子力規制委員会は、平成25年7月8日に東京電力福島第一原子力発電所事故などを踏まえた新規規制基準を施行した。これを受け中国電力は、同年12月25日に島根原発2号機について「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下、「安全協定」という。）」に基づく島根県及び松江市の事前了解手続き（申請のみを了解し、最終的な了解は審査終了後に総合的に判断）を経て、原子力規制委員会に新規規制基準適合性確認申請を行い、現在、審査が行われている。

また、中国電力は、平成27年3月18日に島根原発1号機について同年4月30日をもって廃止することを表明し、今後、廃炉に向けた手続きが進められる見込みである。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

老朽化した固定高モニタリングポスト3局舎や、環境放射線情報システムの改修を実施した。また、県内の状況をより広域的に把握するため、水準調査用モニタリングポスト1基を移設した。

広報誌「アトムの広場」を4回発行し県内4市に全戸配布、原子力関連施設見学会を4回実施、原子力講演会を3回（松江、出雲、浜田）開催した。また、島根原子力発電所の安全性に関する諸課題に対応するため、原子力発電の関連分野における専門家を「島根県原子力安全顧問」として委嘱し、「島根県原子力安全顧問会議」を開催した。（平成26年度17名）

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

島根原発1号機については、今後、中国電力が原子力規制委員会へ廃止措置計画認可申請を行う予定。島根原発2号機については、原子力規制委員会での新規規制基準適合性確認審査中。

②困っている状況が発生している「原因」

島根原発1号機については、今年3月、中国電力が廃止することを表明。2号機については、平成25年12月、中国電力が原子力規制委員会に新規規制基準適合性確認申請。

③原因を解消するための「課題」

安全協定に基づいて、中国電力は、廃止措置計画認可申請にあたって県及び松江市の事前了解を得ることが必要。2号機の最終的な事前了解については、原子力規制委員会から審査結果の説明を受け、それに対して、県議会をはじめ、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を聴いて、県として総合的に判断することが必要。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

島根原発1号機の廃止措置計画認可申請について、中国電力から事前了解願いが提出された場合には、初めに、中国電力から廃止措置計画の内容について説明を受け、国へ申請することのみを了解し、原子力規制委員会の審査終了後に、その審査結果の説明を受けた上で、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聞き、最終的な了解をするかどうか、県が総合的に判断する。2号機については、引き続き原子力規制委員会の審査状況を注視し、仮に政府から島根原発2号機の再稼働への理解を求められた場合には、安全の確保を大前提として、同様に県として総合的に判断する。

◎課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効率的・効果的に行ってください。

◎上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

9. 追加評価（任意記載）